

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月12日
【四半期会計期間】	第31期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	アーランドサービスホールディングス株式会社
【英訳名】	ARCLAND SERVICE HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂本 守孝
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	03（5217）1531（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長 大原 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 新お茶の水ビルディング14階
【電話番号】	03（5217）1531（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室室長 大原 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期 第 1 四半期連結 累計期間	第31期 第 1 四半期連結 累計期間	第30期
会計期間	自2022年 1 月 1 日 至2022年 3 月31日	自2023年 1 月 1 日 至2023年 3 月31日	自2022年 1 月 1 日 至2022年 12月31日
売上高 (百万円)	10,888	12,273	47,163
経常利益 (百万円)	1,523	1,277	5,513
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	974	822	3,001
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,014	839	3,114
純資産額 (百万円)	23,317	25,301	24,939
総資産額 (百万円)	32,514	35,130	35,465
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	30.61	25.85	94.27
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	29.75	25.12	91.61
自己資本比率 (%)	70.4	70.7	69.0

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 ありません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要
 な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（自2023年1月1日至2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限や海外からの入国制限の緩和により、経済活動が徐々に活発になり、景気の回復が期待されておりますが、ウクライナ情勢の長期化による資源や原材料価格の高騰など、景気の動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する外食産業におきましても、行動制限のない社会生活を取り戻し、店内飲食への抵抗感も減少、客数も順調に回復しておりますが、仕入価格の高騰や人材確保のための時給引き上げ等、非常に厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の中、当社グループにおきましては、「永劫繁栄」「成果主義」「少数精鋭」「不可能と思うことを可能にする挑戦」の企業理念のもと、食を通して一人でも多くのお客様に新しい価値をお届け出来る様、「かつや」の店舗強化、からあげ事業のブラッシュアップ、新規業態の育成に取り組んでまいりました。

かつや（国内）におきましては、店舗のDX化の推進に加え、3回のフェアメニューを実施いたしました。その結果、1～3月の既存店売上高前年比は直営店において107.3%、FC店において109.4%と好調に推移いたしました。出退店につきましては、直営店2店舗、FC店1店舗の出店により、当第1四半期末の店舗数は純増3店舗の453店舗となりました。

からやま・からあげ縁（国内）につきましては、グランドメニューの改定に加え、2回のフェアメニューと1回のキャンペーンを実施いたしました。出退店につきましては、「からやま」直営店2店舗とFC店2店舗の閉店、「からあげ縁」FC店2店舗の閉店により、当第1四半期末の店舗数は純減6店舗の165店舗となりました。

また海外事業におきましては、「からやま」FC店1店舗の出店により、当第1四半期末の店舗数は純増1店舗の90店舗となりました。

その他の事業の出退店につきましては、直営店3店舗の出店と直営店2店舗の閉店により、当第1四半期末の店舗数は純増1店舗の56店舗となりました。

以上の結果、第1四半期末の総店舗数は純減1店舗の764店舗となりました。当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高12,273百万円（前期比12.7%増）、営業利益1,242百万円（前期比5.7%増）、経常利益1,277百万円（前期比16.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益822百万円（前期比15.5%減）となりました。

なお、当社グループは外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第1四半期連結会計期間末の流動資産の残高は24,847百万円となり、前連結会計年度末の25,259百万円から411百万円減少いたしました。その主な要因は、売掛金が518百万円、その他が55百万円減少し、現金及び預金が152百万円増加したことであります。

固定資産

当第1四半期連結会計期間末の固定資産の残高は10,282百万円となり、前連結会計年度末の10,205百万円から76百万円増加いたしました。その主な要因は、有形固定資産が85百万円、投資有価証券が15百万円増加し、のれんが17百万円、繰延税金資産が13百万円減少したことであります。

流動負債

当第1四半期連結会計期間末の流動負債の残高は8,198百万円となり、前連結会計年度末の8,883百万円から685百万円減少いたしました。その主な要因は、買掛金が234百万円、未払金が204百万円、未払法人税等が313百万円減少し、その他が27百万円増加したことであります。

固定負債

当第1四半期連結会計期間末の固定負債の残高は1,630百万円となり、前連結会計年度末の1,641百万円から10百万円減少いたしました。その主な要因は、受入保証金が13百万円減少したことであります。

純資産

当第1四半期連結会計期間末の純資産の残高は25,301百万円となり、前連結会計年度末の24,939百万円から361百万円増加いたしました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益822百万円の計上がありました。が、配当金477百万円を支払ったためであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第 3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	98,400,000
計	98,400,000

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間末現在発行数（株） （2023年 3 月31日）	提出日現在発行数（株） （2023年 5 月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	33,096,000	33,096,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	33,096,000	33,096,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高（百万円）
2023年 1 月 1 日～ 2023年 3 月31日	-	33,096,000	-	1,932	-	1,884

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第 1 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,261,400	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,825,500	318,255	-
単元未満株式	普通株式 9,100	-	-
発行済株式総数	33,096,000	-	-
総株主の議決権	-	318,255	-

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数（株）	他人名義 所有株式 数（株）	所有株式 数の合計 （株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
アークランドサービス ホールディングス株式 会社	東京都千代田区神田駿河台四丁目3 番地 新お茶の水ビルディング14階	1,261,400	-	1,261,400	3.81
計	-	1,261,400	-	1,261,400	3.81

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,416	19,568
売掛金	3,446	2,928
商品及び製品	742	753
原材料及び貯蔵品	234	231
その他	1,442	1,386
貸倒引当金	22	20
流動資産合計	25,259	24,847
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,687	5,753
機械及び装置（純額）	417	403
その他（純額）	501	535
有形固定資産合計	6,606	6,691
無形固定資産		
のれん	185	167
商標権	5	4
その他	43	40
無形固定資産合計	233	212
投資その他の資産		
投資有価証券	398	413
繰延税金資産	612	599
敷金及び保証金	2,287	2,298
その他	67	67
投資その他の資産合計	3,365	3,378
固定資産合計	10,205	10,282
資産合計	35,465	35,130
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,017	2,782
1年内償還予定の社債	2,009	2,009
未払金	678	473
未払費用	1,227	1,211
契約負債	396	363
未払消費税等	252	298
未払法人税等	760	446
賞与引当金	-	77
株主優待引当金	121	87
その他	420	447
流動負債合計	8,883	8,198
固定負債		
社債	100	100
受入保証金	876	862
資産除去債務	612	621
その他	53	46
固定負債合計	1,641	1,630
負債合計	10,525	9,828

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,932	1,932
資本剰余金	1,334	1,334
利益剰余金	21,256	21,601
自己株式	79	79
株主資本合計	24,442	24,788
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	35	37
その他の包括利益累計額合計	35	37
非支配株主持分	461	475
純資産合計	24,939	25,301
負債純資産合計	35,465	35,130

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
売上高	10,888	12,273
売上原価	5,254	6,113
売上総利益	5,634	6,159
販売費及び一般管理費	4,459	4,917
営業利益	1,175	1,242
営業外収益		
受取利息	1	1
リベート収入	3	3
協賛金収入	0	0
持分法による投資利益	9	17
助成金収入	331	-
雑収入	10	15
営業外収益合計	355	38
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	6	1
雑損失	1	1
営業外費用合計	7	2
経常利益	1,523	1,277
特別損失		
固定資産除却損	2	1
店舗閉鎖損失	5	-
その他	-	0
特別損失合計	7	1
税金等調整前四半期純利益	1,515	1,276
法人税、住民税及び事業税	399	425
法人税等調整額	125	13
法人税等合計	525	438
四半期純利益	990	837
非支配株主に帰属する四半期純利益	15	14
親会社株主に帰属する四半期純利益	974	822

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
四半期純利益	990	837
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	21	1
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
その他の包括利益合計	24	1
四半期包括利益	1,014	839
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	998	824
非支配株主に係る四半期包括利益	15	14

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）	当第1四半期連結累計期間 （自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）
減価償却費	149百万円	156百万円
のれんの償却額	17百万円	17百万円

（株主資本等関係）

前第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

1．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	477	15.00	2021年12月31日	2022年3月28日	利益剰余金

2．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）

1．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	477	15.00	2022年12月31日	2023年3月29日	利益剰余金

2．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

当社グループにおいては、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

当社グループにおいては、外食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

カテゴリー別	一時点で移転される財又はサービス		一定の期間にわたり移転される財又はサービス	その他	合計
	本人取引	代理人取引	本人取引		
かつや(国内)	6,511	-	24	-	6,535
からやま・からあげ縁(国内)	2,330	-	18	-	2,349
海外事業	64	-	1	-	66
その他	1,562	287	-	-	1,850
顧客との契約から生じる収益	10,468	287	44	-	10,801
その他の収益	-	-	-	87	87
外部顧客への売上高	10,468	287	44	87	10,888

当第1四半期連結累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

カテゴリー別	一時点で移転される財又はサービス		一定の期間にわたり移転される財又はサービス	その他	合計
	本人取引	代理人取引	本人取引		
かつや(国内)	7,331	-	24	-	7,356
からやま・からあげ縁(国内)	2,406	-	19	-	2,425
海外事業	85	-	1	-	87
その他	2,007	310	-	-	2,317
顧客との契約から生じる収益	11,830	310	45	-	12,187
その他の収益	-	-	-	86	86
外部顧客への売上高	11,830	310	45	86	12,273

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	30円61銭	25円85銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	974	822
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益 (百万円)	974	822
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,834,555	31,834,555
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	29円75銭	25円12銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	921,900	921,900
(うち転換社債 (株))	(921,900)	(921,900)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	-	-

(重要な後発事象)

(株式交換契約の締結)

当社は、2023年4月14日付の当社取締役会決議により、アーランズ株式会社（以下「アーランズ」といいます。）を株式交換完全親会社とし、アーランドサービスホールディングス株式会社（以下「アーランドSHD」といい、アーランズとアーランドSHDを総称して、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換は、2023年5月25日開催予定のアーランズの定時株主総会及び2023年6月22日開催予定の当社の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2023年9月1日を効力発生日として行われる予定です。

(1) 本株式交換の目的

両社が更なる企業価値向上を図るために、両社が単独かつ独立した上場会社として個別に成長を追求するのではなく、アーランズのコア事業であるホームセンター事業及び当社のコア事業である外食事業をアーランズグループ全体の企業価値向上の両輪として位置付け、両社が一体となって戦略的なグループ経営を通じて、両社の有する経営資源を活用し、課題解決に向けて協働することが、当社の企業価値向上にとどまらず、アーランズグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2023年4月14日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	2023年4月14日（金）
本株式交換契約承認 定時株主総会（アーランズ）	2023年5月25日（木）（予定）
本株式交換契約承認 臨時株主総会（アーランドSHD）	2023年6月22日（木）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2023年9月1日（金）（予定）

(注) 本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、本株式交換の日程は両社の合意により変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

本株式交換に係る割当の内容

	アーランズ (株式交換完全親会社)	アーランドSHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.87
本株式交換により交付する株式数	アーランズ株式：26,768,217株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

アーランドSHD株式1株に対して、アーランズ株式1.87株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）においてアーランズが保有するアーランドSHD株式については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するアーランズ株式の数

アーランズは、本株式交換に際して、本株式交換によりアーランズがアーランドSHDの発行済株式（ただし、アーランズが保有するアーランドSHD株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるアーランドSHDの株主の皆様（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、アーランズを除きます。）に対し、その保有するアーランドSHD株式に代えて、その保有するアーランドSHD株式の数の合計に1.87を乗じて得た株数のアーランズ株式を交付いたします。

また、アーランズが交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、アーランドSHDは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するアーランドSHDの取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってアーランドSHDが取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

また、アーランドSHDは、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を発行しています（本新株予約権付社債の償還期限は2023年8月14日、本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となるアーランドSHD株式の数（本日現在）は、本日現在における本新株予約権付社債の総額2,009,000,000円を、本日現在において有効な転換価額である2,179円で除した数（921,900株。1単元未満の株式は切り捨て）です。）。

そのため、アーランズの交付する株式数は、アーランドSHDの自己株式の取得・消却、及びアーランドSHDが発行する本新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権の行使等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、アーランドズの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるアーランドSHDの株主の皆様については、アーランドズの定款及び株式取扱規則の定めるところにより、アーランドズ株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及びアーランドズの定款の規定に基づき、アーランドズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をアーランドズから買い増すことができる制度です。

単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、アーランドズの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをアーランドズに対して請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数のアーランドズ株式の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するアーランドズ株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

アーランドズ及びアーランドSHDは、本株式交換比率の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関及び法務アドバイザーを選定し、アーランドズは、株式会社J-TAPアドバイザーを、当社は、大和証券株式会社をそれぞれ第三者算定機関として選定し、また、アーランドズは、森・濱田松本法律事務所を、当社は、TMI総合法律事務所をそれぞれ法務アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

アーランドズ及び当社は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。

その結果、アーランドズ及び当社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

会計処理の概要

株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

(転換社債型新株予約権付社債の権利行使による自己株式の処分)

当第 1 四半期連結累計期間終了後、本書提出日現在において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部が権利行使されました。その概要は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使個数 38個
- (2) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 1,558百万円
- (3) 自己株式の減少額 45百万円
- (4) 資本剰余金の増加額 1,512百万円
- (5) 処分した自己株式の種類および株数 普通株式 715,001株

以上の新株予約権の行使による自己株式の処分の結果、本書提出日現在、自己名義株式数は546,725株となり、自己株式は35百万円、資本剰余金は2,846百万円となっております。

なお、発行済株式総数(普通株式)の変動はございません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 5月12日

アーランドサービスホールディングス株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小沢 直靖
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島袋 信一
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアーランドサービスホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年1月1日から2023年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アーランドサービスホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年4月14日付の取締役会決議により、アーランド株式会社を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日、両社の間で株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。